

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和2年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十二号)による保険税の賦課・徴収に関する事務であつて主務省令に定めるもの 国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること 保険税の賦課に関すること 保険税の徴収に関すること 被保険者への給付に関わること 不当利得(返還金)に関わること レセプトの点検に関わること オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	総合行政システム(アロシティ・RKK)、滞納整理システム(CARS)、電話催告システム、国保総合システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項、第3項、別表第一の30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	那覇市役所 健康部 国民健康保険課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-4262
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	請求先	総務部総務課市政情報センター	市民文化都市市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長	国民健康保険課長 座嘉比 光雄	国民健康保険課長	事後	
平成31年4月1日	II-1	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年4月1日	II-1	平成26年12月26日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II-2	平成26年12月26日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月1日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年2月1日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年2月1日	請求先	市民文化都市市民生活安全課市政情報センター 電話:099-862-9930	総務部法制契約課市政情報センター 電話:099-869-8191	事前	
令和2年10月1日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険料の賦課・徴収に関する事務であって 主務省令に定めるもの 国民健康保険の被保険者の資格得喪に関する こと 保険料の賦課に関する こと 保険料の徴収に関する こと 被保険者への給付に関わる こと 不当利得(返還金)に関わる こと レセプトの点検に関わる こと	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険料の賦課・徴収に関する事務であって 主務省令に定めるもの 国民健康保険の被保険者の資格得喪に関する こと 保険料の賦課に関する こと 保険料の徴収に関する こと 被保険者への給付に関わる こと 不当利得(返還金)に関わる こと レセプトの点検に関わる こと オンライン資格確認システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、期間別符号の取得等事務	事後	
令和2年10月1日	I-1 ③システムの名称	総合行政システム(7コア・RKK)、滞納整理システム(CARS)、電話催告システム、国保総合システム 、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー	総合行政システム(7コア・RKK)、滞納整理システム(CARS)、電話催告システム、国保総合システム 、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年10月1日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項、第3項、別表第一の30 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項、第3項、別表第一の30 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の制限):第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条(別表第二における情報照会)の項のうち、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の制限):第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条(別表第二における情報照会)の項のうち、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 ・オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 別表第4条第4項(利用目的、情報連携のためはオンライン資格確認の準備として識別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月1日	II-1 対象人数 いつ時点の 数か	令和2年2月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年10月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の 数か	令和2年2月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年10月1日	IV-4特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	備考:令和2年2月の見直し時には既に委託を行っていたため、委託しないという表記は誤記であり、今回提出時に併せて修正。
令和2年9月10日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の制限):第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条(別表第二における情報照会)の項のうち、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の制限):第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条(別表第二における情報照会)の項のうち、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条	事後	